

令和5年 第1回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和5年1月12日					
3. 開催通知の期日	令和5年1月12日					
4. 招集期日	令和5年1月31日					
5. 招集場所	町文化センター 3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	欠	12	下田和浩	出
	2	湯本久万	出	13	小池俊治	出
	5	山口 剛	欠	14	齊藤蝶次郎	出
	6	望月美知子	出	15	佐藤次雄	出
	7	福井敏彦	出	16	白鳥金次	出
	8	渡辺輝子	出	17	湯本貴文	出
	9	湯本 浩	出	18	上原 仁	出
	10	藤浦忠広	出	19	山本善孝	出
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		梨本祥子			出
	書 記		石川政志			出

11. 報告事項

- 報告第 1号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するかの判断について
 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第 4号 農地法施行規則第29条第6号による届出について

12. 提出議案

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 2号 農用地利用集積計画の承認について

13. その他

当面の日程について

<開会>

会長代理 皆さん、こんにちは。ご苦労さまです。
定刻より少し早いですが、皆さんおそろいになりましたので、それではこれより令和5年第1回山ノ内町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。
初めに、本日の欠席者ですが、1番、湯本幸作委員、5番、山口剛委員より欠席という連絡をいただいております。
それでは、招集者挨拶、諸般の状況について、山本会長よりよろしく願いいたします。

<招集者挨拶>

会 長 令和5年の第1回定例会ということで、挨拶ということですが。
明けましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。
今年に入りまして、昨年と比べますと雪のほうも大分少ないように見受けられるわけですが、昨年の今頃は雪が多くて、雪下ろしもうちではもう2回ぐらいやったような記憶があるんですけれども、今年はクリスマス寒波に多少の雪が降った程度、それと一月後か、今日から4日ほど前ですか、大寒波が来て、雪が降るかなと思ってはいたんですけれども、その割にはなく、あまり負担にはならなかったように感じられる時期です。
あしたからまた2月ということで、まだまだ雪は降るとは思うんですけれども、今までの雪の量からしますと、あと一月、3月の声も聞こえれば春が近いということで雪の量もさほどじゃないかなと思うわけですが、雪ないはないで、また春先から夏場の農作業に支障が来るかなと、そういう懸念もあるわけですが、どっちにしろ天任せということで、できれば下のほうにおいては、雪は少ないほうがありがたいわけですが、また皆さんこの雪の少ない中、少しでも農作業がはかどるようにまた頑張ってくださいと思います。
簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。本日は大変ご苦労さまです。

会長代理 山本会長、ありがとうございました。
引き続き議事の進行を山本会長、よろしく願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、4番の議事録署名委員の選任ということで、今日は
1 4番 齊藤蝶次郎 委員
1 5番 佐藤次雄 委員
よろしく願いいたします。

<議事>

議 長 それでは、5番の議事に入りたいと思います。
(1) 報告第1号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するかの判断について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 報告第1号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するかの判断について、こちら1ページから6ページ、お願いいたします。
こちらのリストなんですけれども、昨年の8月から9月に農業委員さん、推進委員さんの皆様に実施していただいた農地パトロールで山林化していたり、今後農地として利用が困難である土地に対して、赤く色を塗って非農地にした箇所の一覧とな

っております。

こちらは全て115筆、合計12.4ヘクタールありまして、地権者に対して1月下旬から2月上旬にかけて非農地の事前通知をお送りしまして、そこで特に問題がなければ、3月に非農地通知を送って、本人に農地から山林、または原野ということに登記をしていただくというものです。

以上、報告になります。

議長 ありがとうございます。報告事項ですけれども、何か質問のある方は挙手願います。
藤浦委員。

藤浦委員 合計、どのぐらい行きますね。

事務局 合計が12.4ヘクタールあります。

議長 ほかに質問のある方。(なし)
ないようでしたら、次に進みます。
(2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料7ページお願いします。報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月8件です。

1件目、農地所有者は〇〇〇〇、〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、現況面積693平米、あっせんの希望はございません。

2件目、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇他4筆、現況地目、田、現況面積4,744平米、あっせんの希望はございません。

3件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇-〇、現況地目、田、現況面積1,312平米、あっせんの希望はございません。

4件目、農地所有者が〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇〇他3筆、現況地目、畑、現況面積3,717平米、あっせんの希望はございません。

5件目、農地所有者は4件目と同じく〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇〇他1筆、現況地目、畑、現況面積1,879平米、あっせんの希望はございません。

6件目、農地所有者は〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇他4筆、現況地目、畑、現況面積4,410平米、あっせんの希望はございません。

7件目、農地所有者は6件目と同じく〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇他1筆、現況地目、畑、現況面積366平米、あっせんの希望ありということで、地図を21ページにつけてあります。相続した2筆ともあっせん希望ということで、手入れは特にされていないということですが、イチヨウの木が生えていたものは伐採したということです。

7ページ戻りまして、8件目、農地所有者が〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇他3筆、現況地目、畑、現況面積3,

801平米、こちらもおっせん希望ありということで、地図を22ページにつけてあります。相続された4筆全てをおっせん希望ということで、乗廻広場にある農地になります。

以上報告します。

議長 ありがとうございます。報告事項ですけれども、何か質問あるようでしたら、挙手願います。(なし)
ないようでしたら、(3)の報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料8ページをお願いします。報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月1件です。
所在地は大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇他2筆、現況地目は畑で、合計面積が1,154平米、通知人、賃貸人が〇〇の〇〇〇〇、賃借人が〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の労力不足に寄るためとなります。
以上、報告します。

議長 ありがとうございます。報告事項ですけれども、なにか質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら、次に進みます。
(4)報告第4号 農地法施行規則第29条第6号による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 報告第4号 農地法施行規則第29条第6号による届出について、資料9ページをお願いします。
こちら、公共事業による農地の転用ということになりまして、今月1件ございます。所在地ですが、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇〇、現況地目は台帳、現況ともに田、面積は42平米、農地区分は2種農地に該当しまして、申請事由は道路用地として町道の改良ということでございます。
申請人は山ノ内町ということにして、事由の詳細ですが、申請箇所は町道表落合八丁原線の路肩ののり面部分でありまして、年々はらみや崩壊が進行してきていることから、地元により改修要望がありました。このため、ブロック積擁壁によるのり面補強を施工するに当たり、一部農地にかかってしまっているということから、町が道路用地として取得したということでございます。
位置図ですが、資料23ページにつけてございます。公図の写しを24ページ、25ページは令和5年1月4日に登記が完了しましたので、登記完了証をつけております。26ページには地積測量図をつけております。
以上、報告します。

議長 ありがとうございます。報告事項ですけれども、なにか質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら、次に進みます。
(5)議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料10ページをお願いします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月1件です。

申請人、渡人は〇〇の〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに5,916平米、家族総数2、稼働人員が2です。受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに1,758平米、家族総数4、稼働人員が2です。申請地は大字平穏字〇〇〇〇〇〇、現況地目は田で、面積が1,472平米となります。契約内容は売買で、価格は15万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、後継者がいないため、経営規模の縮小、受人につきましては、後継者もおり、水稻の作付を行うということで、経営規模の拡大となっております。

位置図を27ページ、公図を28ページに載せておりますが、場所につきましては、〇〇〇〇〇〇から約200メートルほど南に位置する農地となっております。

以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

この案件について補足説明をお願いしたいと思っております。佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員 この件なんですけど、もともと〇〇〇さんの持ち物なんですけど、実質的には〇〇さんが耕作されていまして、それで〇〇さんも大分年になって、息子におまえそろそろ百姓どうだ、やれというような話をして、後継者の息子さんが自分の土地でないところは作りたくないというような話をされたので、それで〇〇さんが〇さんのところに行って、それで話をしたところ、じゃ〇〇さんにやってもらいたいということで、売買が決まったというふうに聞いております。

今までも実質やっておられて、今度息子さん勤めてはおられますけれども、田んぼですので引き続き耕作するというので、問題ないと思っておりますのでお願いいたします。

議長 ありがとうございます。この案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

次に、(6)議案第2号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料14ページをお願いします。議案第2号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月、公社との売買が2件、利用権設定の新規設定が5件、再設定が5件の計12件です。

まず、売買のほうから申し上げます。

1件目ですが、所有権の移転を受ける者、長野県農業開発公社、移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇、移転する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑で、面積が953平米です。利用目的はブドウとなっております。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡しの時期につきましては、令和5年2月20日、対価につきましては56万円となっております。

2件目ですが、所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇、移転する者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、移転する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑で、面積が2,037平米です。利用目的はリンゴの作付になります。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡しの時期につきましては、令和5年2月15日、対価につきましては91万1,000円となります。

続きまして、資料16ページをお願いします。

次に、利用権となります。

1件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇、現況地目は田で、面積が1,741平米です。利用権の種類は賃借権で10年の設定で、プラムの作付を予定しています。賃料は10アール当たり5,000円の新規設定となります。

2件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が1,648平米のうち1,414平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でプラムの作付を予定しています。賃料は全体で5,000円の新規設定となります。

3件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、合計面積が1,372平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で1万円の再設定となります。

4件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、合計面積が2,146平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で2万4,000円の再設定となります。

5件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑で、面積が1,152平米です。利用権の種類は賃借権で、2年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の再設定となります。

6件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が1,017平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で1万5,000円の再設定となります。

7件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が1,130平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の再設定となります。

8件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇-〇、現況地目は田で、面積が862平米です。利用権の種類は賃借権で、1年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万2,300円の新規設定となります。

9件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑で、面積が1,257平米です。利用権の種類は賃借権で、2年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は全体で1万8,200円の新規設定となります。

10件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇〇、現況地目は畑で、合計面積が3,054平米です。利用権の種類は賃借権で、5年と10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり2万円と1万円の新規設定となります。以上、12件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

それでは、所有権移転のほうの補足説明をお願いしたいと思います。

湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本貴文委員 この案件なんですが、〇〇さんが持っている畑を公社を経由して、今度買われる方、関さんという方なんですが、ちょうど関さんも去年、やっぱりまた公社を経由してその隣の畑を買われたんで、ちょうど隣だったので、〇〇さんもちょっと手が回ってなくて、そこを今、耕作していなかったんですが、手入れはしてあるんですけれども、耕作していなかったところ、それを続きの畑になるということで、耕作をするということで売買が決まった案件であります。〇さんが真剣にやっておりますので問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
2番の案件について、上原委員、お願いいたします。

上原委員 この案件ですが、以前農業委員会でも出されたのですが、〇〇さん、〇〇〇〇さんですが、この畑は以前から親戚のお宅の畑で、もうお父さんの代からずっと借りていらっしゃって、所有者はもう耕作しないということなので、公社を通して売買という形になりました。何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございました。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
それでは、利用権設定の件についての補足説明を始めたいと思います。
1番の案件について、私が補足説明をいたします。
〇〇〇〇さんのほうですけれども、年齢が高齢ということで、作付はできないということで、〇〇〇〇さんに話したところ、〇〇さんのほうは今、菌茸を周辺で栽培されておるわけですけれども、プラムのなる時期はちょっと生産調整とか入る、多少減産するというので、多少時間が空くということで、皆さんご承知でしょうけれども、キノコのほうもちょっと低迷しておるということで、そちらのほうへちょっと力を入れてみようかなという形の中で、話が決まりました。問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。
この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
2番の案件について、補足説明を上原委員お願いいたします。

上原委員 この〇〇〇〇さんの畑なんですが、以前借りていた方は野菜を作っておられたんですが、ここ数年、返されてそのままになっていて、また県道沿いで立地条件というか、畑もいい場所にあってもったいないなということで、〇〇〇さんですが、ぜひプラムを植えて作りたいということで、お借りすることになったそうです。別に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございました。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
3番の案件について、私が補足説明をいたします。

〇〇さんのほうなんですけれども、現在まだ勤め人ということで、前々から栽培しておられる〇〇さんが、お願いされてリンゴの栽培をしているわけなんですけれども、農園のほうも管理が徹底されていると思います。また再設定でもありますので、間違いないと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

それでは、4番の案件について、湯本浩委員よろしく願います。

湯本浩委員 〇〇〇〇さんは、この畑はもう長く借りておられ、引き続き耕作されるということで問題ないと思います。よろしく願います。

議 長 ありがとうございました。質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

それでは、5番の案件について、補足説明を上原委員お願いいたします。

上原委員 この案件は再設定であり、〇〇〇〇さんはもう高齢で独り住まいで、果樹はほぼほぼもう貸してあり、また〇〇〇〇君ですが若手で一生懸命やっけていらっやいます。また、畑も丁寧に管理されているので問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございました。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

会長代理 それでは、6番の案件ですが、〇〇〇〇さんの畑ということでもありますので、また湯本委員も今日欠席ということで、私が補足説明をいたします。

この案件ですが、もう何十年も前から貸しておられて、栽培を〇〇〇〇さんをお願いしているということでもあります。問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

この案件について質問のある方は挙手をお願いいたします。(なし)

ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

議 長 それでは、7番の案件について、齊藤委員、補足説明願います。

齊藤委員 〇〇〇〇さんは勤めていまして、3年ほど前にお父さん亡くなったもので、しばらく農業をやる気がないということで、〇〇さんはご存じの方で、もう再設定でありますので、問題ないと思います。願います。

議 長 ありがとうございました。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

藤浦委員、可決されました。お願いいたします。

8番の案件ですけれども、私が補足説明をいたします。

〇〇〇〇さんなんですけれども、若手で頑張って農作業されている人材でありますけれども、〇〇〇〇さんなんですけれども、名義は〇〇さんですが、実際に耕作しているのは息子の〇〇さんになっているわけですけれども、息子さんが数年前からブドウ栽培をされていたわけですけれども、去年の春にちょっと体調を崩しまして、1年間ブドウ畑を遊ばせてしまったという事例なんですけれども、誰か借り手がないかなということで探したところ、〇〇〇〇さんがやってもいいよということで、期間は短いわけですけれども、〇〇さんのほうも体調もよくなり次第、ブドウをやりたいという話の中です。

それと、9番のほうなんですけれども、これも〇〇〇〇さん関連で、こちらのほうは〇〇の〇〇〇〇さんが借りるようになったわけですけれども、〇〇さんも数年前に専門はリンゴ栽培なんですけれども、自らもブドウを数年前から手がけていまして、畑のほうも近い関係もありまして、じゃ、いいよ、俺、やってやるよということで、これも期間そんなに長いわけじゃないですけれども、これも体調が戻り次第、自分でまたやってみたいという方向で進めているようです。

この辺は問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

では、8番のほうの案件から、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

9番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

10番の案件について、上原委員、補足説明をお願いいたします。

上原委員 この案件ですが、〇〇〇〇さんが数年前にちょっと体調を崩されたときに、誰か作ってくれる人いないかなということで、〇〇〇〇さんをお願いしたところ、快く引き受けていただいて栽培されていたところが、上の大きい数字のほうで借りていました。

今回、〇〇〇の隣の土地なんですけど、更地になっていたところも一緒に借りて、リンゴを植えて栽培したいということで、今回一緒に上がってきました。

〇〇〇〇さんも一生懸命やられているので、問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございました。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

今日の議案はこれで全て終了となります。ご協力ありがとうございました。

会長代理 山本会長、ありがとうございました。

それでは、その他ということで、事務局何かありますか。(なし)

ないようでしたら、当面の日程について、事務局より説明よろしく願いいたします。

<その他> 当面の日程について

会長代理 ありがとうございました。ただいま説明いただいた当面の日程について、何か質問などありますでしょうか。

会 長 アイズモーションってどのような、どんな会社。分かりますか。

事務局 この会社なんですけれども、いろんな事業を手広くやっているんですけれども、主な事業としては、ウェブ関係だったり、ECサイト、インターネットで物を販売したり、あとコンサルティング等の業務を行っている会社です。
すみません、あと選定した理由なんですけれども、いろんな生産者の方から意見を聞いたところ、農業以外の問屋の方からの講演も聞きたいというような意見もありまして、ちょっと今回はそういうようなことで、県のほうにも相談させていただいて、よろず拠点で相談したところ、こういう方がいいんじゃないかなという紹介を受けて選定させていただきました。

会長代理 よろしいでしょうか。
ほかになにかございますか。(なし)
なければ委員の方の情報交換ということで、委員の方、何かございましたらお願いします。
齊藤委員さん、よろしくお願ひします。

齊藤委員 横倉なんですけれども、プラムを作っていた、横倉に当たっていたんですけれども、皆さんのお力をお借りしてしたいと思います。面積が60アール、実際、経済樹齢になっているのが半分ぐらいということです。場所は横倉の藤沢地区、前坂の大境地区等です。また希望者がいましたら教えていただければ、場所を案内したりいろいろしますので、お願いします。

会 長 全部の畑を一括しないと駄目なんですか。

齊藤委員 いいんだと思います。別に今、プラムやっているわけなんですけど、プラム抜いていただいて、ブドウでも何でも作っていただいても構わないそうです。本人もちょっと体調的に、胃腸炎ですかということで、そんなに頑張らなくてやれる範囲でやっていきゃいいという考え方で、ブドウやっていたっていいし、リンゴ植えていただいたっていいし、何作っていただいてもいいそうです。

会長代理 これは何年生というか、かなり大きいんですか。

齊藤委員 そこまで俺も聞いていないんだけど、取りあえず半分ぐらいは経済樹齢になって、経済樹齢って大体7年から10年ぐらいだと思っただよ。プラム、どうですかね。プラムは作っていないから分からないんだけど。

会長代理 10年生ぐらいですか。

齊藤委員 そこまでっていうか、経済樹齢、お金取るけれども。

会長代理 現状というか、今、植えて何年目の木か。

齊藤委員 そこまでは聞いていない。そんなに古くない。田んぼであったところに植えたり、サクランボやったところに植えたり、いろいろやっている。
古くても10年行ってないかな。
希望者がおりましたら、幾らでもまた説明していきます。

会長代理 また委員の方、どなたか紹介していただければというのと、あと、もし耕作者がいない場合とかなると、病害虫問題とか、結構大変。

齊藤委員 だから、切っちゃうとかいう話もあるし、駄目なら山ノ内だけじゃなくて、ほかのほうにもちょっと聞いていただければ、荒さないためということですよ。
借り手がなかったらやっぱり森林とか、そういう関係があるから、切っちゃうというようなことを言っていまいたけれども、せっかくやっていたんだから、育てているんだから誰かやってくれる人がいたらありがたいんですが。

そこの農地なんですけれども、販売施設は入っているんですか。

齊藤委員 販売、入っているところもありますし、入っていないところもあります。藤沢地区は田んぼです。田んぼのところに植えた。大境地区は前坂も大曲もあそこは販売入っています。

会長代理 今、販売ということなんですけれども、その負担金とか、そういうのは。

齊藤委員 結局話合いだと思うけれども、本人の話で言えば、販売の利用料金は貸し賃で賄っていただければありがたいとは言っていました。

会長代理 そうなのですが、西部のほうとか、新規でとか、Iターンで来られた方とか、興味ある人はいないですかね。

当たってみます。

会長代理 よろしくをお願いします。
そんなこと言っちゃいけないけれども、特に西部の方で、作られる方がいれば一番。

齊藤委員 S Sとかあるから、それも藤沢ならこっちのほうに近いかもしれない、前坂のほうへ行っちゃうとオオマガリのあっちの大境へ行っちゃうとちょっと距離あるから、S Sでも足速いから行けるといえば行けるんだけど、そういうことも考えた中で、だから別にプラムじゃなくてもいいんだよ。

会長代理 簡単に行くと、そのまま栽培していただくと一番楽ですよ。継続して。

齊藤委員 そのままね。そうするとお金になりますから。

会長代理 ということなので、また委員の方、協力していただきながら、どなたかいい方がいればということでもよろしくお願いいたします。
ほかに何かございましたら、委員の方、特に聞いてみたいとか何かございますか。
(なし)
よろしいでしょうか。
なければ、以上をもちまして、第1回山ノ内町農業委員会定例総会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後17時00分